

令和5年度札幌市観光案内サイン点検・修繕等業務 仕様書

1 業務名

令和5年度札幌市観光案内サイン点検・修繕等業務

2 業務目的

市内各所に175基設置している観光案内サインを点検し、修繕を施すことで、札幌市の観光客の受入環境を整備する。

3 履行期間

契約締結日から令和5年11月30日（木）まで

4 対象サイン数

- (1) 点検 : 175基
- (2) 軽微な修繕 : 点検の結果、必要と判断するもの
- (3) 修繕 : 7基
- (4) 表示面の情報更新 : 12基
- (5) 撤去 : 1基

5 業務内容

(1) 点検

市内175か所に設置しているサインを以下のとおりに点検する。

ア 点検は近接目視とし、腐食、亀裂、変形・破損、ぐらつき、沈下・傾斜、塗装、IDシート・上張りシートの剥がれや摩耗の状況を調査する。適宜、触診、打音等を行い、積雪等によりサインが見えなくなっている場合は障害物を移動し、路面境界部についても確認すること。

イ 点検の結果、「異常なし」と判断されたサインについては、サイン管理表（別紙。以下「管理表」という。）の「(C) 点検結果」の欄にその旨を記録し、現況写真を撮影する。

(2) 軽微な修繕

(1)の点検の結果、「異常あり」と判断されたサインは、管理表の「(C) 点検結果」の欄にその旨を記録するとともに、修繕規模が小さいもの（軽微な塗装の剥がれ等）については以下のとおりに修繕する。

なお、本体の破損等、修繕規模が大きく本業務での修繕等の対応が不可能なサインについては、委託者と相談のうえ、修繕箇所・修正内容を管理表の「(E) 次年度以降修繕内容」の欄に記録するとともに、現況がわかる写真を撮影する。また、対象となるサインは30基程度を想定しているが、それ以上であっても対応すること。

ア 軽微な塗装の剥がれ・汚損等についてはタッチアップ塗装や美装等を実施する。

- イ ID シート・上張りシートの剥がれ等が発生している場合は、シートを作成し、上張り修正を行うこと。
- ウ サインに以下の 4 施設について記載がある場合は、シートを作成し、上張りし削除を行うこと。
- ・パセオ
 - ・札幌エスタ
 - ・ホテルモントレ札幌
 - ・ピヴォ
- エ サイン内の地図に以下の 6 施設について記載がない場合は、シートを作成し、上張りし記載を行うこと。
- ・D-LIFEPLACE 札幌
 - ・ヒューリックスクエア札幌
 - ・ココノススキノ
 - ・モユクサツボロ
 - ・イケウチゲート
 - ・ピヴォクロス
 - ・千歳鶴酒ミュージアム
- エ 修繕した内容について管理票の「(D)修繕内容」の欄に記録する。
- オ 修繕前と修繕後の写真を撮影する。

(3) 修繕

以下のとおり 7 基を修繕する（各基の位置図、現況写真は別紙 2～8 のとおり）。

- ア 中央区北 4 条西 4 丁目札幌日興ビル (ID33)
 - イ 北区北 7 条西 5 丁目千代田ビル前歩道 (ID58)
 - ウ 中央区北 3 条東 7 丁目 (ID76)
 - エ 中央区大通西 17 丁目池田商店前歩道 (ID95)
 - オ 中央区宮ヶ丘円山公園内 (ID118)
 - カ 南郷通沿（東札幌 3 条 1 丁目）(ID145)
 - キ 中央区北 5 条西 4 丁目西側 (ID153)
- ・表示面が著しく劣化しているため、表示面全体を貼り替える。
 - ・シートは耐用年数 5 年以上の屋外用インクジェット印刷、防水・撥水加工の屋外用を使用し、カラー印刷する。
 - ・表示面に掲載している施設名（日本語表記）は委託者より提供するが、施設名（外国語（英語、韓国語、簡体字、繁体字）表記）及び地図面は新たに受託者が作成すること。なお、外国語表記については、札幌市の外国語表記ガイドラインを遵守すること。
 - ・表示面や地図の記載内容を確認し、更新がある場合は、修繕と同時に実施すること。
 - ・表示面の地図欄外及び地図欄に記載されている内容を更新した場合は、管理表の「(A) 地図欄外記載内容」「(B) 地図欄記載内容」に、更新後の記載内

容を記録する（なお、管理表には更新前の記載内容を記載してある。）。

- ・表示面デザインについては、AI データで編集可能な形式で納品すること。
- ・修繕前と修繕後の写真を撮影する。

(4) 表示面の情報更新

以下のとおり 12 基について、地図データおよび切り文字を受託者にて最新の情報に更新したうえ出力し、現在の地図シートおよび切り文字を剥がしたうえで貼り付ける。

- A 丘珠空港（丘珠町丘珠空港ターミナルビル内）設置サイン（ID 2）
- B 地下鉄東札幌駅入口新札幌方面出口（東札幌 3 条 2 丁目）（ID141）
- C 地下鉄東札幌駅入口新札幌方面出口（東札幌 3 条 2 丁目）（ID142）
- D 地下鉄東札幌駅入口宮の沢方面出口（東札幌 2 条 2 丁目）（ID143）
- E 地下鉄東札幌駅入口宮の沢方面出口（東札幌 2 条 2 丁目）（ID144）
- F コンベンションセンター前（東札幌 5 条 1 丁目 1）（ID146）
- G 産業振興センター横（東札幌 5 条 1 丁目 1）（ID147）
- G 産業振興センター前（東札幌 5 条 1 丁目 1）（ID148）
- I 立体駐車場裏（東札幌 6 条 1 丁目 1）（ID149）
- J 身障者用駐車場横（東札幌 6 条 1 丁目 1）（ID150）
- K 緑地裏（東札幌 6 条 1 丁目 1）（ID151）
- L 緑地裏（東札幌 6 条 1 丁目 1）（ID152）

(5) 撤去

中央区北 5 条西 1 丁目駐車場横植樹エリア設置サイン（ID154 位置図、現況写真等は別紙 9 のとおり。）を令和 5 年 10 月 10 日を目途に撤去し、撤去後の原状回復を行い、本体・基礎・廃材を廃棄する。撤去前と撤去後の写真を撮影する。

6 成果物

業務完了後速やかに、委託者指定の様式による完了届を提出するとともに、以下について納品すること。なお、下記(1)～(3)の著作権・使用権は委託者に帰属する。

(1) 実施結果報告書（A4 版ファイル綴及び電子データ）

※ 実施結果報告書にはサインの点検結果や修繕・撤去前後の写真を添付すること。

(2) 管理表

※ 紙媒体及び電子媒体(PDF 及び Excel)の 2 種類で納品

(3) 修繕及び表示面の情報更新で作成した表示面デザイン（AI データ）

7 その他

(1) 作業の実施にあたっては、通行人・通行車両等の安全を図るため作業範囲を明確に表示・区画した上、事故防止に努めること。また、作業中に被害を及ぼした場合は、受託者の責任において誠実に対応すること。

- (2) 業務履行にあたり、道路使用許可等の申請が必要な場合は、受託者で申請手続を行い、その費用も負担すること。
- (3) 業務履行にあたり、必要であればサイン周辺及び本体へ養生を行うこと。また、作業によって周辺及び本体へ故障、破損、変質等を生じさせた場合は速やかに委託者へ報告の上、受託者の責任において原状回復作業を行うこと。
- (4) 業務に伴い発生する廃棄物等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令に従い、すべて受注者の責任において適切に処理すること。
- (5) 本仕様にないサインの設計に関する事項については「札幌市公共サイン基本計画」に準拠し、疑義が生じた場合は速やかに委託者と協議すること。
- (6) 業務の履行にあたっては、関係法令及び本市環境マネジメントシステム等を遵守し、適正かつ円滑に業務を実施すること。
- (7) 業務に付帯する作業については、本仕様書に明記されていない事項であっても履行すること。
- (8) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

8 担当

札幌市経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課

札幌市中央区北1条西2丁目（15階北側）

電話：011-211-2376 担当：前本